

畜 第 1 5 6 号  
令和 5 年 5 月 15 日

一般社団法人岩手県獣医師会会長 }  
岩手県家畜人工授精師協会会長 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



和牛血統矛盾に関する注意喚起について

このことについて、県内において、下記のとおり血統矛盾の発生事案がありましたので、貴会員に対し、家畜改良増殖法に基づき、精液・受精卵の流通管理を徹底するよう周知をお願いします(別添パンフレット参照)。

記

1 発生事案の概要

(1) 内容

- ・ 雌牛の登録審査時に父子矛盾が判明

(2) 原因

- ・ 授精師による精液ストローの取り違い
- ・ 家畜人工授精簿の記載・保存の不備

担当
主任 川畑
TEL 019-629-5725
FAX 019-623-0201



精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜改良増殖法に基づき、**精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう**

特にご留意いただきたい事項



精液・受精卵生産事業者



家畜人工授精師・獣医師



畜産農家



家畜人工授精所

**不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう**

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い



✓ 精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。  
このため、

- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵のみ又は証明書のみでの譲渡はできません。
- ④ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



家畜人工授精簿の適切な記載・保存

師

- ✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に  
必要な重要な証明書です。

- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精液等の証明書以外の証明書の流用はできません。



・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

裏面もご覧ください ↓

# 和牛の精液等（家畜人工授精用精液等）の取扱いについて

## 特定家畜人工授精用精液等への表示義務（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

生産

✓ 容器に下記の内容を判りやすく表示してください。

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 雄畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 採取年月日</li> </ul>
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号</li> <li>✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 受精卵の採取・検査年月日</li> </ul>

受精卵証明書番号でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

## 家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

生産所

✓ 譲渡先、譲受元を適切に記載し、10年間保存してください。

受精卵についても同様の記録簿を作成。（様式第24号その2）

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。**1 有 2 無**  
**2の場合具体的な相手方**（自家利用の畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。  
**1 譲渡 3 廃棄**  
**2 譲受 4 亡失**

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

## 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

生産所

✓ 月毎に必要なデータを整理し、報告してください。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿 年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年1月1日から12月 日の家畜人工授精所の業務に関する報告書です。

1 家畜人工授精所の管理番号：  
 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：  
 3 家畜人工授精所の業務の別：  
 4 報告対象物：  
 5 前年12月31日時点の保存数量：  
 6 家畜人工授精所の業務の状況

毎年4月末までに都道府県に報告。

・和牛以外については様式第29号により提出

・3には以下の番号を記入。  
**1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務**  
**2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務**  
**3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来）**  
**4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU））**  
**5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存**  
 ・複数の業務を行っている場合は**列挙**。

・4には以下の番号を記入。  
**1 家畜人工授精用精液**  
**2 家畜受精卵**  
 ・両方の業務を行っている場合は**別個に報告**。

譲受・譲渡には、委託による保存のための搬出入を含む。

（単位：本）	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量														
譲受数量														
譲渡数量														
利用数量														
廃棄又は亡失した数量														
月末時点の保存数量														
備考														

◎各種帳簿の記載や証明書の発行等について、精液等情報システム(全国システム)の活用が可能です (<https://www.lgrm.jp/imart/login>)

お問い合わせ先

岩手県 農林水産部 畜産課 振興・衛生担当  
 電話：019-629-5725 メール：AF0009@pref.iwate.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ